

新旧対照表（小樽市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正）

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、小樽市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 市内における地域公共交通の在り方に関する事項</p> <p>(2) 網形成計画の策定又は変更に関する事項</p> <p>(3) 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関する事項</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項</p> <p>(5) 市運営有償運送の必要性又は旅客から収受する対価に関する事項</p> <p><u>(6) その他協議会が必要と認める事項</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織し、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 市長の指名する職員</p> <p>(2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者</p> <p>(3) 旅客鉄道事業者</p> <p>(4) 住民又は地域公共交通の利用者</p> <p>(5) 国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局長の指名する職員</p> <p><u>(6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者</u></p> <p><u>(7) 学識経験者</u></p> <p><u>(8) 道路管理者</u></p> <p><u>(9) 北海道後志総合振興局長の指名する職員</u></p> <p><u>(10) 北海道札幌方面小樽警察署長の指名する職員</u></p> <p>(役員の定数及び選任)</p> <p>第4条 協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、小樽市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 市内における地域公共交通の在り方に関する事項</p> <p>(2) 網形成計画の策定又は変更に関する事項</p> <p>(3) 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関する事項</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項</p> <p>(5) 市運営有償運送の必要性又は旅客から収受する対価に関する事項</p> <p><u>(6) 生活交通確保維持改善計画に関する事項</u></p> <p><u>(7) その他協議会が必要と認める事項</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織し、市長が委嘱する。</p> <p>(1) 市長の指名する職員</p> <p>(2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者</p> <p>(3) 旅客鉄道事業者</p> <p>(4) 住民又は地域公共交通の利用者</p> <p>(5) 国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局長の指名する職員</p> <p><u>(6) 国土交通省北海道運輸局鉄道部長の指名する職員</u></p> <p><u>(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者</u></p> <p><u>(8) 学識経験者</u></p> <p><u>(9) 道路管理者</u></p> <p><u>(10) 北海道後志総合振興局長の指名する職員</u></p> <p><u>(11) 北海道札幌方面小樽警察署長の指名する職員</u></p> <p>(役員の定数及び選任)</p> <p>第4条 協議会に次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1人</p> |

(2) 副会長 1人

(3) 監事 1人

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長及び監事は、会長の指名により定める。
- 4 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。ただし、公募又は小樽まちづくりエントリー制度により委員となった者は、この限りでない。
- 5 前項の代理者は、委員とみなす。
- 6 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。
- 7 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(2) 副会長 1人

(3) 監事 1人

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長及び監事は、会長の指名により定める。
- 4 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。ただし、公募又は小樽まちづくりエントリー制度により委員となった者は、この限りでない。
- 5 前項の代理者は、委員とみなす。
- 6 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、説明、意見等を聴くことができる。
- 7 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

9 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議を開かずに、回議によって議決することができる。

(1) 協議事項が軽易なものであるとき。

(2) その他やむを得ない理由があるとき。

(分科会)

第8条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討、協議を行うため、必要に応じ、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、小樽市建設部に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝金)

第10条 委員は、謝金を受けることができる。

- 2 前項に規定する謝金の額は、会議出席1回につき5,900円とし、その都度支給する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

以下(略)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年2月14日から施行する。
この要綱は、平成31年3月27日から施行する。

3 協議会は、分科会が第2条第6号について協議し決議したときは、分科会の決議を持って協議会の決定とする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、小樽市建設部に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝金)

第10条 委員は、謝金を受けることができる。

- 2 前項に規定する謝金の額は、会議出席1回につき5,900円とし、その都度支給する。ただし、回議による開催を除く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

以下(略)

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年2月14日から施行する。
この要綱は、平成31年3月27日から施行する。
この要綱は、令和元年8月1日から施行する。